年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年9月9日答申分

〇答申の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとするもの　　1件

国 民 年 金 関 係　　0件

厚生年金保険関係　　1件

（2）年金記録の訂正を不要としたもの　　1件

国 民 年 金 関 係　　0件

厚生年金保険関係　　1件

（3）年金記録の訂正請求を却下としたもの　　0件

国 民 年 金 関 係　　0件

厚生年金保険関係　　0件

厚生局受付番号　：　近畿（受）第2600268号
厚生局事案番号　：　近畿（厚）第2600051号

第１　結論

１　請求者のＡ社における標準賞与額を平成24年７月６日は19万6,000円、同年12月14日及び平成27年７月７日は20万6,000円に訂正することが必要である。

平成24年７月６日、同年12月14日及び平成27年７月７日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年７月６日、同年12月14日及び平成27年７月７日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

２　請求者のＡ社における標準賞与額を平成24年７月６日は20万円、平成27年７月７日は21万円に訂正することが必要である。

平成24年７月６日及び平成27年７月７日の訂正後の標準賞与額（上記１の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生年月日　：　昭和62年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請求期間　：　①　平成24年７月６日
②　平成24年12月14日
③　平成27年７月７日

年金事務所からＡ社における賞与記録を確認するようにとの連絡があり、記録が漏れていることに気が付いた。

請求期間①から③までの各賞与から厚生年金保険料が控除されているので、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

１　請求期間①から③までの各期間について、請求者から提出された預金通帳、Ａ社から提出された賞与個人別一覧及び回答から判断すると、請求者は当該各期間に同社から賞与の支払を受け、当該各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から③までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から③までの各期間に係る標準賞与額については、前述の預金通帳及び賞与個人別一覧により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は19万6,000円、請求期間②及び③は20万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から③までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する

義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出していなかったことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2　請求期間①及び③について、前述の賞与個人別一覧により確認できる賞与額は、上記１の厚生年金特例法により訂正される標準賞与額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間①及び③に係る標準賞与額については、賞与個人別一覧により確認できる賞与額から、請求期間①は 20 万円、請求期間③は 21 万円とすることが妥当である。

ただし、請求期間①及び③の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額（上記１の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）として記録することが必要である。

厚生局受付番号　：　近畿（受）第2600132号
厚生局事案番号　：　近畿（厚）第2600050号

第１　結論

請求期間について、請求者のＡ社における厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和38年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成20年３月

私は、当時の給与支払明細書は保管していないが、Ａ社から支給された給与において、平成20年３月分の厚生年金保険料を負担した記憶がある。

しかしながら、年金記録では、Ａ社における厚生年金保険の被保険者期間は、平成19年７月から平成20年２月までの８か月とされているため、調査の上、同社における厚生年金保険の被保険者期間を平成20年３月までの９か月に訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者は、Ａ社において平成20年３月分の厚生年金保険料が給与から控除されていたにもかかわらず、平成20年３月に係る厚生年金保険の被保険者記録がないとして、年金記録の訂正を求め、本件年金記録の訂正請求書を提出しているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるためには、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者として勤務又は在籍していた事実が認められた上で、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされている。

また、厚生年金保険法第19条第１項及び同法第81条第２項の規定によると、被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入し、保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき徴収するものとされている。

しかしながら、請求者は、Ａ社における退職日は平成20年３月13日であり、同年３月末日まで同社に在籍していなかった旨陳述しており、日本年金機構が保管する同社から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届においても、備考欄に「３月　13　日退職」と記載されている。

また、雇用保険の記録によると、請求者のＡ社における退職日（離職日）についても平成20年３月13日である上、Ｂ労働局は、請求者が同社を離職後の平成20年３月25日に求職の申込みを行っている旨回答している。

さらに、Ａ社は、請求者の勤務期間及び平成20年３月分に係る厚生年金保険料を給与から控除したか否かについて、確認できる資料を保管しておらず不明である旨回答しており、請求者の同社における勤務（在籍）実態及び請求期間に係る厚生年金保険料の控除の有無を確認することができない。

加えて、請求者の請求期間当時の住所地であるＣ市は、平成20年の給与収入額及び社会保険料控除額を確認できる資料は保存期間経過により保管していない旨回答しており、請求者の請

求期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者のＡ社における厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

なお、請求者のＡ社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成 20 年３月 14 日であり、平成 20 年３月は厚生年金保険料の徴収対象とならないことから、仮に平成 20 年３月分の厚生年金保険料が請求者の給与から控除されていたとしても、平成 20 年３月を厚生年金保険の被保険者期間として認めることはできない。